

帯広市強靱化計画 (原案作成に向けた検討資料)

災害に強く安全・安心な帯広市をつくり、
食料基地としてバックアップ機能を発揮するために

令和3年 月
帯広市

目 次

| | | |
|-----|---------------------------|----|
| 第1章 | はじめに | |
| 1 | 計画の策定趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の位置付け | 2 |
| 3 | 計画の推進期間 | 2 |
| 4 | 地域防災計画との関係 | 3 |
| 第2章 | 帯広市強靱化計画の考え方 | |
| 1 | 帯広市強靱化計画の目標 | 4 |
| 2 | 本計画の対象とするリスク | 5 |
| 第3章 | 脆弱性評価及び強靱化のための施策プログラム | |
| 1 | 脆弱性評価 | |
| (1) | 脆弱性評価の考え方 | 7 |
| (2) | リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定 | 7 |
| (3) | 評価の実施手順 | 8 |
| 2 | 施策プログラム | |
| (1) | 施策プログラムの考え方 | 9 |
| (2) | 推進事業の設定 | 9 |
| | 帯広市強靱化のための施策プログラム 一覧 | 10 |
| 3 | 脆弱性評価及び強靱化のための施策プログラム | |
| (1) | 人命の保護 | 12 |
| (2) | 救助・救急活動等の迅速な実施 | 26 |
| (3) | 行政機能の確保 | 33 |
| (4) | ライフラインの確保 | 36 |
| (5) | 経済活動の機能維持 | 44 |
| (6) | 二次災害の抑制 | 46 |
| (7) | 迅速な復旧・復興等 | 47 |
| 第4章 | 計画の推進方法 | |
| | 計画の着実な推進 | 50 |

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

国では、2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、2013（平成25）年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を施行しました。2014（平成26）年6月には基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を閣議決定し、2018（平成31）年12月にはそれまでの自然災害で得られた知見や社会情勢の変化等を踏まえ、取組をさらに前進させるため基本計画の見直しが行われました。

北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進めており、北海道の強靱化を図るための地域計画として、2015（平成27）年3月に「北海道強靱化計画」を策定し、2020（令和2）年3月には直近の自然災害から得られた知見などを踏まえた改定がなされています。

本市ではこれまで、「帯広市地域防災計画」などに基づき、全世帯への防災ガイドの配布や地域防災訓練の実施、災害時要援護者避難支援計画の推進など、防災・減災の取組を進めてきています。

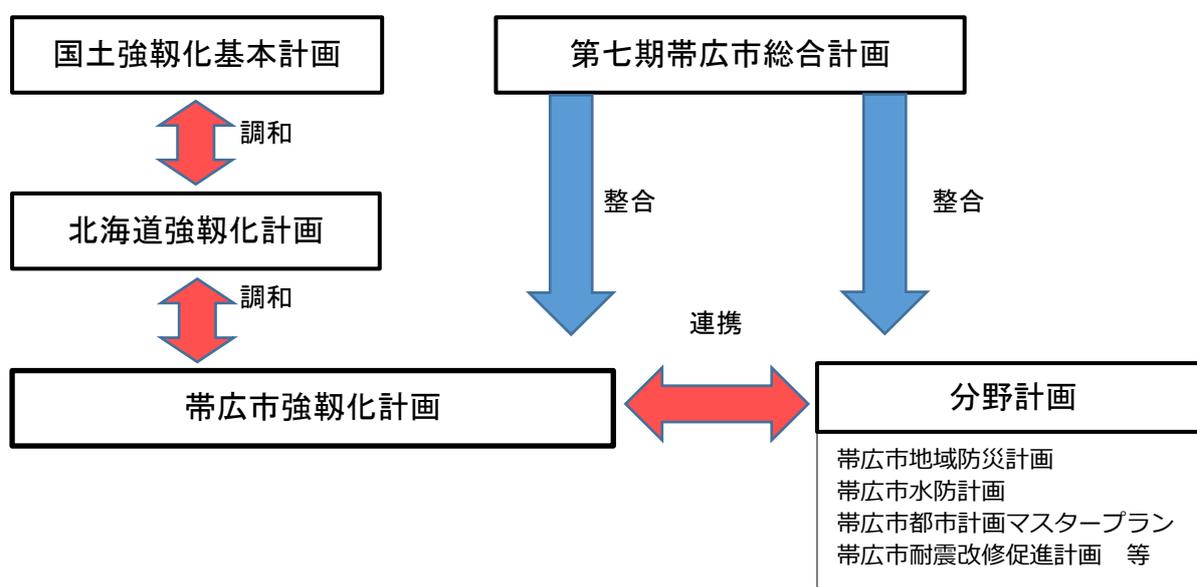
一方で2016（平成28）年に発生した台風10号による豪雨により、堤防の決壊、橋梁崩落や内水氾濫、畑の冠水などの甚大な被害を受けました。また、2018（平成30）年の北海道胆振東部地震に伴い発生した北海道全域に渡る大規模停電「ブラックアウト」により信号機の停止や交通機関の運行障害、情報の確保が困難となり、市民生活に大きな混乱が生じました。近年、想定を超える災害が多発しており、様々な自然災害リスクへの事前防災がより一層高まってきています。

「帯広市強靱化計画」は、防災・減災の観点からの地域の脆弱性を評価・分析し、それを克服するための施策をとりまとめたものであり、内陸、積雪寒冷、複雑な河川の形状や碁盤目状に広がる市街地といった本市の地域特性を踏まえつつ、人口減少・少子高齢化の急速な進行やインフラ等の老朽化など地域を取り巻く環境の変化に対応しながら、より効果的な防災・減災対策に取組み、災害から市民の生命と財産を守り、被害を最小限にして速やかに回復する地域社会の実現につなげていくため策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本法第13条に規定する国土強靱化地域計画として策定するものであり、国・北海道の強靱化計画との調和を保ちながら、国土強靱化に関する分野計画として、第七期帯広市総合計画に即して策定するものです。また、本市における国土強靱化に関連する様々な分野計画との整合を図ります。

<帯広市強靱化計画とその他の計画との関係>



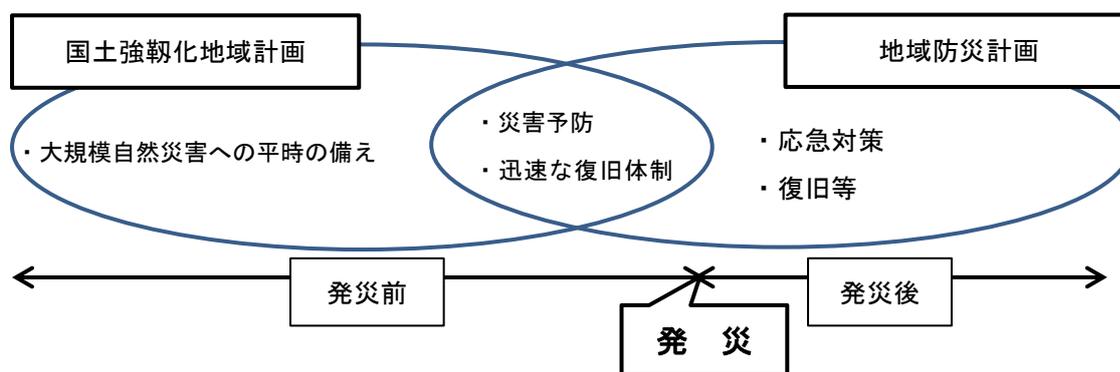
3 計画の推進期間

計画期間は2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間とします。

4 地域防災計画との関係

地域防災計画では、地震や水害など災害の種類ごとに、発災前の災害対策を実施する上での予防、発災後の応急対策、復旧対策を中心とした計画となっているのに対して、国土強靱化地域計画では、様々な災害やリスクを見据え、発災前の平時からの備えを中心に、ハード・ソフト両面の施策を総合的に取りまとめた計画となります。

<国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係>



第2章 帯広市強靱化計画の考え方

1 帯広市強靱化計画の目標

帯広市強靱化計画の目標

- (1) 大規模自然災害から市民の生命・財産と帯広市の社会経済機能を守る
- (2) 災害に強い地域社会・地域経済の実現と迅速な復旧・復興体制の確立を図る
- (3) 帯広市の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に繋げる

本市の国土強靱化は、大規模自然災害のリスクに対して、平時からの備えを行うものであり、本市だけではなく、国、道、事業者、市民などが適切な役割分担により取り組む必要があります。

国の基本計画に掲げる基本目標と、北海道強靱化計画に掲げる目標では、ともに「人命・財産」、「社会・経済機能」を守ることが掲げられています。

帯広市の国土強靱化の推進に際しては、国・北海道の目標を踏まえて大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、本市の重要な社会経済機能を守ることに加え、国内有数の食料生産基地である十勝地方の中心都市である本市の強みを活かし、バックアップの観点から、国及び北海道全体の強靱化に繋げていくことを目標とします。

国の基本計画の基本目標

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

北海道強靱化計画の目標

- (1) 大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る
- (2) 北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する
- (3) 北海道の持続的成長を促進する

2 本計画の対象とするリスク

本計画の対象とするリスクは、「北海道強靱化計画」が広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなどを踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とします。

また、大規模自然災害の範囲については、目標（１）に掲げる「大規模自然災害から市民の生命・財産と帯広市の社会経済機能を守る」という観点から、帯広市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標（３）に掲げる「帯広市の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に繋げる」という観点から、市外における大規模自然災害についても、帯広市として対応すべきリスクの対象とします。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、本市の被害想定と過去の被害状況、発生確率など災害事象ごとの概略を以下に記載します。

（１）帯広市の被害想定

阪神・淡路大震災と同程度（M7.2、震度7、震源地は市街地東部）

家屋被害数 2032.3戸、出火件数 100.2件、死者数 89.2人

避難者数 6,000人

（平成10年 旧自治省消防庁消防研究所 「簡易型地震被害システム Ver.2」）

（２）帯広市における主な自然災害リスク

① 地震

太平洋沖における海溝型地震

- ・根室沖における30年以内にM7.8～8.5程度の発生確率は、80％程度
- ・十勝沖における30年以内にM8.0～8.6程度の発生確率は、9％程度

（2018（平成30）年2月地震調査研究推進本部長期評価）

内陸型地震

- ・道内の主要活断層は13箇所
- ・十勝平野断層帯の発生確率・・・M8.0程度以上30年以内に0.1～0.2％以下

（2018（平成30）年全国地震動予測地図）

○ 過去の被害状況

- ・ 十勝沖地震（1915（大正4）年）… M7.0、帯広地方で死者2人
- ・ 十勝沖地震（1952（昭和27）年）… M8.2、十勝管内で死者5人
- ・ 十勝沖地震（2003（平成15）年）… M8.0、最大震度6弱（帯広市は震度5強）、
行方不明者2人
- ・ 北海道胆振東部地震（2018（平成30）年）… M6.7、最大震度7（帯広市は震度4）
道内全域で最大3日間にわたり停電
（帯広市地域防災計画より抜粋）

② 豪雨／暴風雨

- ・ 1981（昭和56）年 台風12号 降水量162mm、床上浸水11世帯、床下浸水70世帯
（被害総額2,306,000千円）
- ・ 2016（平成28）年 台風7号、11号、9号が北海道に上陸。10号の接近による大雨、帯広での3日間雨量は129.5mm。中島町で戸蔭別川が氾濫。木賊原樋門周辺で内水氾濫、バラト地区での地下水上昇による冠水。畑の冠水447ha。橋梁崩落2橋。十勝19市町村に災害救助法適用。激甚災害指定。
（帯広市地域防災計画より抜粋）

③ 豪雪／暴風雪

- ・ 1970（昭和45）年 帯広測候所開設以来の日降雪量102cmを記録。農村部において牛乳搬出不能。建物にも被害。
（被害総額109,799千円）
- ・ 1975（昭和50）年 100cmの降雪。送電線切断、家屋倒壊、ビニールハウス損傷等。
（被害総額680,000千円）
- ・ 1991（平成3）年 1月の日降雪量としては最大の92cmを記録。交通機関麻痺。
- ・ 2018（平成30）年 3月の観測史上6位の47cmの降雪量。営農施設11件、営農機械7台に被害。交通網が機能停止し、市役所を一時休憩所として帰宅困難者を受け入れ。
（帯広市地域防災計画より抜粋）

（3）帯広市外（道外）における主な自然災害リスク

① 地震

- ・ 首都直下地震 30年以内の発生確率は70% (M7.3)
- ・ 南海トラフ地震 30年以内の発生確率は60～70% (M8以上)
（政府地震調査研究推進本部）

第3章 脆弱性評価及び強靱化のための施策プログラム

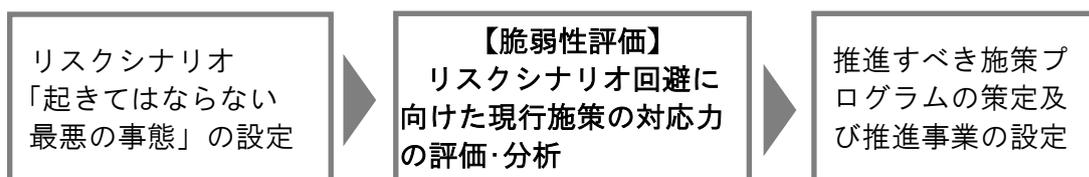
1 脆弱性評価

(1) 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を評価・分析すること（以下、「脆弱性評価」）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。

本市としても、本計画に掲げる国土強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や北海道の「国土強靱化地域計画策定マニュアル」等を参考に脆弱性評価を実施しました。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



(2) リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、帯広市の地域特性等を踏まえ、本市の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、国、北海道の計画と調和を図りながら7つのカテゴリーと19のリスクシナリオを設定しました。

【リスクシナリオ 19の「起きてはならない最悪の事態」】

| カテゴリー | | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） |
|-------|----------------|--|
| 1 | 人命の保護 | 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災などに伴う死傷者の発生 |
| | | 1-2 土砂災害による死傷者の発生 |
| | | 1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水 |
| | | 1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生 |
| | | 1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大 |
| | | 1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大 |
| 2 | 救助・救急活動等の迅速な実施 | 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止 |
| | | 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞 |
| | | 2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺 |
| 3 | 行政機能の確保 | 3-1 市内外における行政機能の大幅な低下 |
| 4 | ライフラインの確保 | 4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止 |
| | | 4-2 食料の安定供給の停滞 |
| | | 4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止 |
| | | 4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止 |
| 5 | 経済活動の機能維持 | 5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞 |
| | | 5-2 市内外における物流機能等の大幅な低下 |
| 6 | 二次災害の抑制 | 6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃 |
| 7 | 迅速な復旧・復興等 | 7-1 災害廃棄物等の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ |
| | | 7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊 |

(3) 評価の実施手順

前項で定めた19のリスクシナリオごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、リスクシナリオの回避に向けた現行施策の対応力について、評価・分析を行いました。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用しました。

2 施策プログラム

(1) 施策プログラムの考え方

脆弱性評価の結果を踏まえ、帯広市における強靱化施策の取組方針を示す「帯広市強靱化のための施策プログラム」を設定しました。

施策プログラムは、脆弱性評価で設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本市のみならず国、道、事業者、市民など、それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで進めていく必要があります。

また、施策プログラムは、施設の整備・耐震化等の「ハード対策」のみではなく、訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、19のリスクシナリオごとに取りまとめました。

(2) 推進事業の設定

推進事業のうち、本市が主体となって実施する事業を設定します。

また、計画策定後の状況変化等に対応するため、計画期間中であっても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行います。

帯広市強靱化のための施策プログラム一覧

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災などに伴う死傷者の発生

- 1-1-1 住宅、建築物等の耐震化
- 1-1-2 公共建築物等の老朽化対策
- 1-1-3 避難場所等の指定・整備・普及啓発
- 1-1-4 地盤等の情報共有

1-2 土砂災害による死傷者の発生

- 1-2-1 警戒避難体制の整備等

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

- 1-3-1 洪水・内水氾濫への対応
- 1-3-2 河川改修等の治水対策
- 1-3-3 地下施設の防災対策

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

- 1-4-1 暴風雪時における道路管理体制の強化と除雪体制の確保
- 1-4-2 暴風雪時を想定した公園樹木・街路樹の適正管理

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

- 1-5-1 積雪寒冷を想定した避難所等の対策

1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

- 1-6-1 関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化
- 1-6-2 地域防災活動の推進と消防団の活動体制の強化
- 1-6-3 住民等への情報伝達体制の強化
- 1-6-4 外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策
- 1-6-5 防災教育推進

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

- 2-1-1 支援物資の供給等に係る連携体制の整備
- 2-1-2 非常用物資の備蓄促進

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

- 2-2-1 合同訓練など関係行政機関の連携体制整備
- 2-2-2 自衛隊体制の維持・拡充
- 2-2-3 救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

- 2-3-1 保健医療支援チームの保健医療支援と災害時拠点病院等機能強化
- 2-3-2 災害時における福祉的支援
- 2-3-3 感染症等対策

| |
|--|
| 3 行政機能の確保 |
| 3-1 市内外における行政機能の大幅な低下 |
| 3-1-1 災害対策本部機能等の強化 |
| 3-1-2 業務継続体制の整備 |
| 3-1-3 道内外の自治体との応援・受援体制の整備 |
| 4 ライフラインの確保 |
| 4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止 |
| 4-1-1 再生可能エネルギーの導入推進と多様なエネルギー資源の活用 |
| 4-2 食料の安定供給の停滞 |
| 4-2-1 食料生産基盤の整備・バックアップ機能の強化 |
| 4-2-2 地場農畜産物の付加価値向上と販路拡大 |
| 4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止 |
| 4-3-1 上下水道施設等の防災機能の強化 |
| 4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止 |
| 4-4-1 交通ネットワークの整備 |
| 4-4-2 道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策 |
| 4-4-3 空港の機能強化と航空ネットワークの維持・拡充 |
| 4-4-4 災害時における市民等の移手段の確保 |
| 5 経済活動の機能維持 |
| 5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞 |
| 5-1-1 企業立地等の推進及び事業継続体制の強化と金融支援 |
| 5-2 市内外における物流機能等の大幅な低下 |
| 5-2-1 陸路における流通機能の強化 |
| 6 二次災害の抑制 |
| 6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃 |
| 6-1-1 森林、農地・農業水利施設等の整備・保全管理 |
| 7 迅速な復旧・復興等 |
| 7-1 災害廃棄物等の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ |
| 7-1-1 災害廃棄物処理計画の策定 |
| 7-1-2 仮設住宅等の迅速な確保 |
| 7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊 |
| 7-2-1 災害対応に不可欠な建設業との連携や担い手の確保 |

3 脆弱性評価及び強靱化のための施策プログラム

(1) 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災などに伴う死傷者の発生

1-1-1 住宅、建築物等の耐震化

【脆弱性評価】

- 公共施設の耐震化はおおむね完了し、住宅や多数の人が利用する特定建築物の耐震化も進んでいますが、第2期帯広市耐震改修促進計画の目標値には達していません。また、住人や建物利用者のみならず、周囲の歩行者ら道路利用者にも被害を及ぼすおそれがあることから、住宅、建築物等の所有者に対し、耐震化の必要性や費用面に関するさらなる理解の促進を図る必要があります。

関連計画

第2期帯広市耐震改修促進計画

【施策プログラム】

- 住宅、建築物等の所有者への情報発信により耐震化への理解促進を図るとともに、関係団体と連携し多様な相談体制の充実、安心して耐震化を進められる支援などの環境整備を行います。
- 通学路における安全設備の設置や危険個所の解消などハード面での対策が困難なものについては、引き続き、パトロールや地域による見守り活動等ソフト面の対策で補完していきます。

推進事業

建築物耐震化推進事業（建築開発課）
通学路安全確保事業（学校地域連携課）

1-1-2 公共建築物等の老朽化対策

【脆弱性評価】

- 公共施設の耐震化はおおむね完了し、計画的な維持管理に努めていますが、一般的に大規模な修繕や改修が必要とされる建築後 30 年以上が経過した施設が全体の 5 割を占め、防災上必要な設備等の老朽化も進んでいきます。今後、これらの施設が一斉に大規模改修や更新の時期を迎えることが想定されますが、全ての公共施設をこれまでと同様に改修・更新し続けることは困難となっています。

| | |
|-------------|--|
| 関連計画 | 帯広市公共施設マネジメント計画 帯広市教育基本計画 帯広市学校施設長寿命化計画 帯広市立小中学校適正規模の確保等に関する計画 帯広市立大空中学校適正規模の確保等に関する計画 帯広市市営住宅等長寿命化計画 帯広市公園施設長寿命化計画 第 2 期おびひろ子ども未来プラン |
|-------------|--|

【施策プログラム】

- 帯広市公共施設マネジメント計画に基づき、法定点検等に基づく安全性の確保はもとより、各施設の老朽度や利用実態、維持管理コストなどを踏まえ、優先順位を見極めながら、施設の長寿命化や施設総量の適正化に取り組めます。

| | |
|-------------|--|
| 推進事業 | 公共施設マネジメント推進事業（企画課） 義務教育施設整備事業（学校地域連携課） 学校施設維持管理事業（南商業高等学校） 学校環境整備事業（企画総務課・学校地域連携課） 公営住宅整備事業（住宅営繕課） 既存公園整備事業（みどりの課） 公立保育所・私立保育所・地域型保育事業所・認定子ども園・児童保育センター整備事業（子ども課） |
|-------------|--|

1-1-3 避難場所等の指定・整備・普及啓発

【脆弱性評価】

- 頻発、激甚化している自然災害や新型コロナウイルスなどの感染症、停電等に対応するため、避難所運営の見直しや体制整備等を進めていますが、被害想定の見直しに伴う避難者数の増加や感染症対策での避難者間の距離の確保など更なる体制の見直しや拡充を行っていくことに加え、市民が適切に避難できるよう避難行動や避難所の開設情報等を分かりやすく周知する必要があります。
- 避難所の開設・運営体制の強化のため、市と地域との連携を推進するほか、高齢者・障害者・妊産婦などの要援護者の安全確保を図るために必要な福祉避難所との連携強化とさらなる確保が必要です。

| | |
|------|-----------|
| 関連計画 | 帯広市地域防災計画 |
|------|-----------|

【施策プログラム】

- 頻発、激甚化している自然災害や感染症などに対応するため、被害想定や備蓄基準、避難所運営マニュアルの見直しや、備蓄品・資機材等の拡充を図るとともに、あらゆる機会、媒体を通じ、避難所や避難行動に関する適時適切な情報の提供を図ります。
- 被害想定の見直しや新型コロナウイルス感染症等への対応を踏まえ、既設避難所の収容スペースの見直しに加え、ホテルなど民間施設の活用も含めて避難所の収容力強化を図るとともに、在宅避難など多様化する避難の方法について市民への周知を図ります。
- 避難所開設・運営体制を強化するため、職員や地域との訓練を引き続き実施するほか、要援護者の安全確保を図るため福祉避難所との防災協定の締結を進めるとともに、平時から連携強化に努めます。

| | |
|------|-------------------|
| 推進事業 | 防災意識普及啓発事業（危機対策課） |
|------|-------------------|

1-1-4 地盤等の情報共有

【脆弱性評価】

- 谷や沢、傾斜地を一定規模以上盛土した大規模盛土造成地が国の調査で1箇所抽出されたことから、地すべりによるがけ崩れや土砂の流出につながる可能性がある滑動崩落のおそれがあるかどうかを調査し、安全性を確認する必要があります。

【施策プログラム】

- 地盤調査及び安定計算を実施し、大規模盛土造成地の安全性を検証します。

| | |
|------|---------------------|
| 推進事業 | 民間土地区画整理指導事業（建築開発課） |
|------|---------------------|

1-2 土砂災害による死傷者の発生

1-2-1 警戒避難体制の整備等

【脆弱性評価】

- 土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査が北海道において行われ、土砂災害等のおそれがある箇所（土石流危険渓流6箇所、急傾斜地崩落危険箇所5箇所）が示されたことから、土砂災害警戒区域の指定に向けた取組を促進し、避難の実効性を高めるための分かりやすい情報発信などの周知を行う必要があります。

| | |
|------|-----------|
| 関連計画 | 帯広市地域防災計画 |
|------|-----------|

【施策プログラム】

- 関係機関と連携を図りながら、土砂災害警戒区域の指定を促進し、指定区域の周知の徹底など、災害時に適切に避難できる体制を整備します。

| | |
|------|-------------------|
| 推進事業 | 防災意識普及啓発事業（危機対策課） |
|------|-------------------|

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

1-3-1 洪水・内水氾濫への対応

【脆弱性評価】

- 国、北海道が公表した想定最大規模降雨によりハザードマップを見直し、令和2年3月に全世帯へ配布していますが、災害時に適切な避難行動がとれるように、ハザードマップの内容の市民への周知徹底や継続的な意識啓発を図る必要があります。
- 全52箇所の指定避難所中、18箇所が浸水想定区域内にあり、国、道の浸水想定の見直しに伴って、上層階への「垂直避難」を行うよう体制整備を進めてきましたが、水害時の他の避難方法の検討も行っていく必要があります。
- 雨水整備を進めていますが、台風や局所的豪雨の発生など浸水リスクが高まっているため、地域性などを考慮し、優先度をつけた整備が必要です。

| | |
|------|--------------------------|
| 関連計画 | 帯広市地域防災計画 帯広市上下水道ビジョン |
|------|--------------------------|

【施策プログラム】

- 国や北海道における浸水想定区域の見直しなどを契機として、適宜ハザードマップの情報を更新しつつ、出前講座などを通じてハザードマップの説明等を行いながら周知を図ります。
- 水害時の避難では、浸水しない親戚や知人宅等への避難や浸水しないエリアの避難所も利用できる体制を整えて周知を図ります。
- 浸水シミュレーション結果や被害の状況等を踏まえ、効果的な雨水整備を進めます。

| | |
|------|--|
| 推進事業 | 防災意識普及啓発事業（危機対策課） 情報提供事業（下水道課） 浸水対策下水道事業（下水道課） |
|------|--|

1-3-2 河川改修等の治水対策

【脆弱性評価】

- 十勝川、札内川（国）や帯広川、ウツベツ川（北海道）等の1級河川において、河川改修や整備などの治水対策を国や北海道において継続して行っていますが、近年の気候変動の影響を踏まえ、治水事業をさらに促進していく必要があります。

【施策プログラム】

- 社会資本整備計画に基づく河川改修など治水事業の推進について、確実に遂行されるよう、帯広市を含め17市町村で形成される十勝川治水促進期成会を通じて、国、北海道の関係機関に強く要望していきます。

1-3-3 地下施設の防災対策

【脆弱性評価】

- 水防法に基づき、帯広市水防計画において浸水想定区域内の地下施設（ふじまるビル）の避難確保計画や浸水防止計画が作成されていますが、施設所有者が作成した計画に基づく訓練等の実施を通じて地下施設の防災対策を促進する必要があります。

| | |
|------|----------------------|
| 関連計画 | 帯広市地域防災計画 帯広市水防計画 |
|------|----------------------|

【施策プログラム】

- 洪水時に迅速な避難ができるよう、施設管理者への情報伝達や連携強化を図ります。

| | |
|------|-----------------|
| 推進事業 | 地域防災推進事業（危機対策課） |
|------|-----------------|

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

1-4-1 暴風雪時における道路管理体制の強化と除雪体制の確保

【脆弱性評価】

- 暴風雪時の通行規制の状況や通行止め等による情報を各道路管理者などの関係機関と共有していくとともに、緊急車両の搬送路の確保のため、吹き溜まりの速やかな除去など適切な除雪作業を行う必要があります。
- 冬季間に災害が発生した場合でも迅速かつ円滑な緊急輸送等が行えるよう一定程度の除雪体制を確保していますが、除雪機械の老朽化やオペレーター不足に対応するため、除雪機械の更新や除雪業者の人材育成を行う必要があります。

| | |
|------|----------------|
| 関連計画 | 第2次帯広市総合除雪基本計画 |
|------|----------------|

【施策プログラム】

- 国、北海道、市の各道路管理者間の連携体制及びパトロール強化による暴風雪時の通行状況の把握と市民に対して情報提供を進めます。
- 除雪作業の効率化や労働環境の改善、業者の確保等を進めます。

| | |
|------|----------------------------------|
| 推進事業 | 市道維持補修事業（道路維持課） 市道除雪事業（道路維持課） |
|------|----------------------------------|

1-4-2 暴風雪時を想定した公園樹木・街路樹の適正管理

【脆弱性評価】

- 第2次帯広市みどりの基本計画に基づき樹木の適正管理に取り組んでいますが、植栽された樹木は年数の経過とともに巨木・老木化しており、暴風雪等に伴う倒木などによる停電や通信障害、道路交通障害による救命救急活動などに支障をきたすおそれがあることから、適正管理のため予防保全の取組を進める必要があります。

| | |
|-------------|---|
| 関連計画 | 第2次帯広市総合除雪基本計画 帯広市除雪実施計画 第2次帯広市みどりの基本計画 |
|-------------|---|

【施策プログラム】

- 倒木等による道路交通の途絶や停電、通信障害等の被害を未然に防ぐため、計画的に剪定や伐採を行うなど、予防保全による適切な管理に努め、良好な公園・道路環境を維持に努めます。

| | |
|-------------|-------------------------------------|
| 推進事業 | 公園管理運営事業（みどりの課） 街路樹維持管理事業（道路維持課） |
|-------------|-------------------------------------|

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

1-5-1 積雪寒冷を想定した避難所等の対策

【脆弱性評価】

- 避難所の防寒対策として、毛布やジェットヒーターなどの備蓄を進めていますが、感染症対策を受けた避難スペースの増加や被害想定の見直しに伴う避難者数の増加に対応するため避難所の防寒対策をさらに推進する必要があります。
- 暴風雪や災害等で公共交通機関の運行停止や道路の通行が困難となった場合の帰宅困難者対策を検討する必要があります。

| | |
|------|-----------|
| 関連計画 | 帯広市地域防災計画 |
|------|-----------|

【施策プログラム】

- 厳寒期の災害発生を想定し、災害時に地域の拠点となる避難所等に電力と燃料を供給できる体制を整備し、防災協定等も活用しながら必要な暖房機材の確保に努めるとともに、避難スペースや避難者の増加に対応できるように備蓄品の整備を計画的に進めます。
- 災害等での帰宅困難者の一時的な受入態勢の整備等について、公共施設の開放に加え、ホテル等事業者との協議を進めます。

| | |
|------|-----------------|
| 推進事業 | 地域防災推進事業（危機対策課） |
|------|-----------------|

1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

1-6-1 関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化

【脆弱性評価】

- 防災行政無線や衛星携帯電話等で災害時の情報連絡体制を確保していますが、システムや技術の高度化等への対応も含め、通信資機材を適切に管理・更新していく必要があります。
- より迅速かつ的確な災害時の情報収集・伝達を行うため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）や緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、防災情報共有システム等を活用しながら、関係機関等との連携体制を構築していますが、実践的な操作の習得や効率的な運用が必要です。

| | |
|------|-----------|
| 関連計画 | 帯広市地域防災計画 |
|------|-----------|

【施策プログラム】

- 災害現場や避難所、関係機関等との迅速かつ的確な情報収集、伝達体制を確保するため、防災行政無線や衛星携帯電話等の計画的な更新や定期的な動作確認など、適正な管理を進めます。
- 各種システムの訓練を重ねて操作に習熟し、効果的な運用による情報共有を図ります。

| | |
|------|-----------------|
| 推進事業 | 地域防災推進事業（危機対策課） |
|------|-----------------|

1-6-2 地域防災活動の推進と消防団の活動体制の強化

【脆弱性評価】

- 災害時には町内会や自主防災組織など地域コミュニティの平時からの備えが重要であることから、防災セミナーやリーダー研修などを行う帯広市町内会連合会の活動支援を行っていますが、引き続き地域に「共助」の取組みの意識を啓発していく必要があります。
- 消防団員の確保や大規模災害に備えた装備品、教育訓練の充実による地域防災力の強化を図る必要があります。

| | |
|------|----------------------|
| 関連計画 | 帯広市地域防災計画 帯広市水防計画 |
|------|----------------------|

【施策プログラム】

- 自主防災組織の設立や防災リーダーの育成など、地域への支援により、地域の自主的な防災活動の推進を図ります。
- 企業訪問により、災害時等に活動する消防団員と企業側の相互理解を深め、消防団活動をしやすい環境づくりを推進するとともに、消防団員の確保・育成、装備品等の充実強化を図り、地域防災力の向上に向けた取組みを進めます。

| | |
|------|--|
| 推進事業 | 自主防災組織育成事業（危機対策課） 要援護者避難支援体制整備事業（危機対策課） |
|------|--|

1-6-3 住民等への情報伝達体制の強化

【脆弱性評価】

- 市ホームページや SNS、報道機関を通じた発信、メール、緊急情報一斉伝達システムなど、様々な手段で各種情報を発信していますが、携帯電話等の通信機器を持たない情報弱者にも情報伝達できるよう、多様な伝達手段を活用し、住民等に確実に情報を提供する必要があります。

【施策プログラム】

- 災害情報の伝達手段の多様化への対応や、迅速かつ確実な情報伝達が行えるよう体制整備を進めます。
- 緊急性の高い気象情報や避難情報などを配信する緊急情報一斉伝達システムについては、逃げ遅れ等をなくすため、個人だけではなく福祉施設や事業所などにも登録を促します。

| | |
|-------------|----------------------------------|
| 推進事業 | 地域防災推進事業（危機対策課） 広報活動事業（広報広聴課） |
|-------------|----------------------------------|

1-6-4 外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策

【脆弱性評価】

- 外国人や観光客は日本語や地域事情に詳しくない人が多いことから、災害時に適切な避難行動等が取れるよう、分かりやすい情報発信を行う必要があります。
- 災害時の避難に手助けなどが必要な高齢者や障害のある人などが利用する施設で、あらかじめ利用者の避難方法などを定める避難確保計画の策定を進めてきており、浸水想定区域内の要配慮者施設において、令和2年3月現在で対象施設中、73.3%に当たる121施設が計画を策定していますが、浸水想定の見直しに伴い、対象施設が増加することから、さらに計画策定を促進する必要があります。
- 災害時要援護者支援制度では、受け皿となる地域の負担感が重く、制度登録者2,114人に対し、個別計画の作成が済んでいる人が374人、進捗率17.7%（令和2年3月末）と避難支援計画の作成が進んでいないことから、計画作成数の増加に向けた取組を強化する必要があります。

| | |
|------|--------------------------|
| 関連計画 | おびひろ避難支援プラン 帯広市地域防災計画 |
|------|--------------------------|

【施策プログラム】

- 地域事情に詳しくない人にも SNS 等を通じて伝わるよう情報発信を行い、外国人に対しては、より多くの人に必要な情報が行きわたるよう多言語での情報発信を行います。
- 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の避難確保計画の策定を後押しするため、講習会の開催など策定支援を行います。
- 個別計画の作成を推進するとともに、計画を作成しやすい仕組みにするために地域の支援体制の整備や制度の見直しを行います。

| | |
|------|-----------------------|
| 推進事業 | 要援護者避難支援体制整備事業（危機対策課） |
|------|-----------------------|

1-6-5 防災教育推進

【脆弱性評価】

- 防災意識の醸成を図るため、年間約110件（平成27年度～令和元年度の5年間の平均値）の防災出前講座を開催し、自主防災組織や町内会、親子や児童生徒などあらゆる層の市民約7,200人（同）が受講していますが、災害時の自助・共助をより強化するため、引き続き市民の防災意識を高める取組みを行う必要があります。
- 地域防災訓練や冬季防災訓練を毎年開催していますが、より多くの市民が訓練に参加して災害対応力を高められるよう、市民の関心の高い内容を反映させるなどにより効果的な訓練を検討する必要があります。

| | |
|------|-----------|
| 関連計画 | 帯広市地域防災計画 |
|------|-----------|

【施策プログラム】

- 防災出前講座等、様々な機会を通じて、防災意識の啓発などの防災教育の取組みを進めるとともに、「感染症対策」や「在宅避難」など近年の災害対応や避難行動の変化に対応した講座、訓練メニューを拡充します。

| | |
|------|-------------------|
| 推進事業 | 防災意識普及啓発事業（危機対策課） |
|------|-------------------|

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

2-1-1 支援物資の供給等に係る連携体制の整備

【脆弱性評価】

- 災害時の応急対応を迅速かつ円滑に行うため、物資供給をはじめとした各種防災協定の締結（協定締結数 74 件、うち食料物資供給に係る協定数 19 件、令和 2 年 3 月末現在）を進めていますが、災害の激甚化、頻発化など状況の変化に対応した協定内容の見直しや拡充を図る必要があります。
- 災害時の避難所等への石油燃料等の安定確保に向け、帯広地方石油業協同組合と「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」を締結して訓練を実施していますが、災害時に迅速に対応できるよう、訓練を継続して行う必要があります。

関連計画

帯広市地域防災計画

【施策プログラム】

- 締結している防災協定の実効性を確保し、状況変化にも対応した協定となるよう、協定の見直しや拡充を図るとともに、平時からの協力体制を構築していきます。
- 災害時の住民生活の安心と円滑な防災体制を確保するため、石油類の安定的な確保に向けた関係機関による協力体制の構築と避難所等へ確実に供給するための連携体制の構築を進めます。

推進事業

防災事業（危機対策課）

2-1-2 非常用物資の備蓄促進

【脆弱性評価】

- 被害想定に基づいて必要な食料や毛布、感染症対策等の備蓄品を整備していますが、被害想定の見直しに伴う避難者数の増加にも十分に対応できる備蓄品を計画的に整備するとともに、在宅避難を選択する人が増加していることから、家庭での備蓄を推進する必要があります。

| | |
|------|-----------|
| 関連計画 | 帯広市地域防災計画 |
|------|-----------|

【施策プログラム】

- 「公助」としての帯広市による計画的な備蓄を推進するとともに、増加する備蓄品の保管場所の適正管理を進めます。
- 「自助」としての食料や飲料水等の家庭備蓄について、市民への周知啓発を図ります。

| | |
|------|--------------------------------------|
| 推進事業 | 地域防災推進事業（危機対策課） 防災意識普及啓発事業（危機対策課） |
|------|--------------------------------------|

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

2-2-1 合同訓練など関係行政機関の連携体制整備

【脆弱性評価】

- 災害対応に係る各種計画で連絡体制や各機関の役割が明確化されていますが、実際に運用する機会が少ないため、平時から情報共有や効果的な訓練の実施により災害対応能力を高める必要があります。

| | |
|------|-----------|
| 関連計画 | 帯広市地域防災計画 |
|------|-----------|

【施策プログラム】

- 関係機関における訓練や関係機関相互の連携体制の強化を図るための訓練への参加等により、防災対応能力の向上を図ります。

| | |
|------|-------------------|
| 推進事業 | 防災意識普及啓発事業（危機対策課） |
|------|-------------------|

2-2-2 自衛隊体制の維持・拡充

【脆弱性評価】

- 自衛隊は、災害時に救助・救援活動の中心としての役割が期待されることから、自衛隊体制の維持・拡充に向けた取組を進める必要があります。

【施策プログラム】

- 配備態勢の維持・拡充に向け、関係機関と連携した取組を推進します。

| | |
|------|-------------|
| 推進事業 | 防災事業（危機対策課） |
|------|-------------|

2-2-3 救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備

【脆弱性評価】

- とちかち広域消防事務組合で平成 28 年度から運用を開始した高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線は、帯広を含む十勝管内各消防署への出動指令や出動隊への情報伝達を可能とするなど災害時の活動に不可欠な情報基盤ですが、耐用年数を見据えた計画的な機器更新を行う必要があります。
- 老朽化が進む消防車両と災害用資機材の整備を図る必要があります。
- とちかち広域消防事務組合において、帯広市内の病院との多数傷病者対応訓練を実施してきていますが、関係機関とさらに連携し、救急体制の維持・強化を図る必要があります。

【施策プログラム】

- 災害対応能力の維持・強化のため、関係機関と連携した取組を進めます。

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

2-3-1 保健医療支援チームの保健医療支援と災害時拠点病院等機能強化

【脆弱性評価】

- 災害急性期に活動する医療チームである DMAT について、北海道ブロックの実働訓練により連携してきていますが、より迅速に医療救護活動を行うことができるよう、災害現場において DMAT と関係機関の連携強化を図るとともに、災害発生時の医師会との連絡体制など、医療救護活動を具体化していく必要があります。

【施策プログラム】

- DMAT の実働訓練に参加して活動状況を把握するほか、帯広市医師会と災害時医療救護体制整備について情報共有や連携強化に取り組めます。

| | |
|-------------|--------------------------------------|
| 推進事業 | 救急医療対策事業（健康推進課） 地域医療体制整備事業（健康推進課） |
|-------------|--------------------------------------|

2-3-2 災害時における福祉的支援

【脆弱性評価】

- 災害時に支援が必要な人の災害時要援護者登録が進んでおらず、対象者の把握や地域で支援を行う支援員とのマッチングができていないことから、支援が必要な人が避難所等へ避難する際の支援体制の構築などを検討する必要があります。
- 緊急時に自ら避難行動をとることや情報を得ることが難しい高齢者や障害のある人への支援、安否確認を行うため、おびひろ避難支援プランなどで体制を構築していますが、受け皿となる地域の体制構築がなかなか進まないことから、制度の見直しやそれぞれの特性・状況に応じた支援方法の検討、関係機関との連携強化を行う必要があります。
- 福祉関連施設は、運営基準で事業所ごとの非常災害計画の策定が定められ、各施設において策定が進められていますが、避難訓練の実施や連携体制の整備等、実地指導等で確認する必要があります。
- 民生委員・児童委員には、災害時の要援護者の安否確認や避難支援など各地域において重要な役割を担っていただいておりますが、災害時の支援がより円滑に行われるには、平時から民生委員・児童委員や関係機関、近隣住民が相互に協力し合う体制を構築する必要があります。

| | |
|------|---|
| 関連計画 | おびひろ避難支援プラン 第三期帯広市障害者計画 第三期帯広市地域福祉計画 帯広市地域防災計画 |
|------|---|

【施策プログラム】

- 災害時に支援が必要な人を地域で支えていくため、緊急連絡体制の構築や福祉避難所の受け入れ態勢の充実、福祉用具などの供給体制の検討を進めます。
- 障害のある人や高齢者等の災害時要援護者を、地域で支えていくための体制の構築と緊急連絡体制、安否確認体制を構築します。
- 各事業所と連携・協議及び指導を行い、非常災害計画に沿った事業所の取組を進めます。
- 民生委員・児童委員等と連携しながら、災害時要援護者の安否確認や避難支援等、地域相互支援の取組を進めます。

(次頁に続く)

| | |
|-------------|---|
| 推進事業 | 障害者コミュニケーション支援事業（障害福祉課） 障害者日常生活支援事業（障害福祉課） 障害者補装具給付事業（障害福祉課） 高齢者在宅生活支援事業（介護高齢福祉課） 介護保険給付事業（介護高齢福祉課、地域福祉課） 地域福祉推進事業（地域福祉課） 要援護者避難支援体制整備事業（危機対策課） |
|-------------|---|

2-3-3 感染症等対策

【脆弱性評価】

- これまでも手洗いやマスクの着用など感染症対策の基本事項は年間を通じあらゆる機会に周知啓発を図り、発生とまん延予防のための適切な予防接種の推奨などを進めています。病気を引き起こす可能性が高い（高病原性）新型インフルエンザや危険性のある新感染症は、予防対策や感染拡大防止策が確立していないことから、発生状況や感染状況に応じた対応と、新型インフルエンザ等対策行動計画及び新型インフルエンザ等対策業務継続計画の実効性を高める見直しが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、避難所運営マニュアルに感染症対策を追加し、マスクや消毒液、防護服など避難所での感染症対策資機材の整備を進めています。避難所に感染症を「持ち込ませない」、「まん延させない」ための体制整備、市民への事前周知を徹底する必要があります。

| | |
|-------------|--|
| 関連計画 | 第三期帯広市障害者計画 帯広市地域防災計画 第三期帯広市地域福祉計画 新型インフルエンザ等対策行動計画及び新型インフルエンザ等対策業務継続計画 |
|-------------|--|

【施策プログラム】

- 定期的な予防接種の実施や感染症予防の周知啓発、新型インフルエンザ等対策行動計画及び新型インフルエンザ等対策業務継続計画を適宜見直します。
- 感染症対策を追加した避難所運営マニュアルを踏まえ、避難所内での衛生管理や健康管理を徹底し、訓練などを通じて検証するとともに、新たな対策が必要となる感染症が発生した場合にも、速やかなマニュアルの見直しや必要な資機材の整備、市民周知を行います。

| | |
|-------------|--|
| 推進事業 | 予防接種事業（健康推進課） 感染症予防事業（健康推進課） 地域防災推進事業（危機対策課） |
|-------------|--|

(3) 行政機能の確保

3-1 市内外における行政機能の大幅な低下

3-1-1 災害対策本部機能等の強化

【脆弱性評価】

- 地域防災訓練や冬季防災訓練などを通じ、市民とともに災害時の避難行動等の訓練を継続的に行っていますが、中枢機能を担う災害対策本部が災害時にその機能を十分に発揮できるよう、平時から災害対策本部設置時の各部室課の所掌事務を念頭において業務を推進し、避難所運営など職員の動員体制を検証する必要があります。
- 災害対策本部となる市役所本庁舎が浸水想定地域に立地していることから、平成30年に止水版を設置して当面の浸水対策を図っていますが、施設の老朽化も進んでいることから、主に地下に設置している非常用発電機等の機械設備類の更新と浸水対策を計画的に進める必要があります。

| | |
|-------------|---------------------------|
| 関連計画 | 帯広市地域防災計画 帯広市災害時業務継続計画 |
|-------------|---------------------------|

【施策プログラム】

- 災害対策本部訓練の実施と検証を通じて本部機能を強化するとともに、避難所運営マニュアルに基づく職員の動員体制の検証と担当職員の訓練を継続的に行い、より効果的な体制を構築します。
- 災害時でも行政機能を維持し、防災拠点としての役割を果たすため、地下設備類の地上階への移設などの洪水対策を最優先に効果的な更新手法の検討を行いながら施設の長寿命化に取り組めます。

| | |
|-------------|-----------------------------------|
| 推進事業 | 地域防災推進事業（危機対策課） 市役所庁舎管理事業（総務課） |
|-------------|-----------------------------------|

3-1-2 業務継続体制の整備

【脆弱性評価】

- 帯広市災害時業務継続計画を平成29年に策定し、災害時に継続すべき業務を具体的に定め、職員の参集については非常配備編成計画に基づき「災害初動期職員行動マニュアル」を作成していますが、災害時には道路等の寸断などのリスクもあることから、職員の参集時間や参集可能者を考慮した見直しを行い、災害時の業務継続体制をより強化する必要があります。
- 災害時に復旧を優先すべき業務を定め、バックアップ体制や手順の明確化、初動対応の設定など不測の事態に備えた体制を整えています。市役所本庁舎の電力は、停電時には地下の自家発電装置から供給されるため、水害時には発電できないおそれもあることから、水害時でも業務を継続できる体制を整備する必要があります。
- 市役所本庁舎が被災しても、住民情報や行政情報が失われないよう、データを市役所と外部のデータセンターとで保管していますが、災害時にも業務が継続できるよう、適正に管理する必要があります。

| | |
|-------------|---|
| 関連計画 | 帯広市地域防災計画 帯広市災害時業務継続計画 帯広市 ICT 業務継続計画 |
|-------------|---|

【施策プログラム】

- 災害時でも行政機能の低下を最小限にとどめ、災害対応や早期に再開する必要がある業務の処理体制を確保した業務継続計画に即した行動手順の確認や訓練等を行い、その検証に基づいて計画を見直しながら、災害対応力の向上を図ります。
- 事業に応じて帯広市 ICT 業務継続計画に基づいて優先する業務やシステムを整理するとともに、停電時の電源対策などバックアップ体制を整備し、システムを活用した業務の継続性を確保します。
- 災害時等に業務を継続できるよう、民間の耐震データセンターを活用したデータの保管と定期的なバックアップを継続して行います。

| | |
|-------------|--|
| 推進事業 | 地域防災推進事業（危機対策課） 行政情報基盤運営事業（ICT 推進課） ICT 利活用推進事業（ICT 推進課） |
|-------------|--|

3-1-3 道内外の自治体との応援・受援体制の整備

【脆弱性評価】

- 大規模自然災害時の職員不足を補うため、北海道及び道内市町村相互の応援に関する協定を締結しており、平時からの連携強化や情報共有を図る必要があります。
- 帯広市が中心市となり、十勝管内全18町村と協定を締結している十勝定住自立圏構想においても、非常時の職員の相互派遣体制の充実など圏域内の災害体制の充実に取り組んでいますが、自然災害が頻発化、激甚化する中で、圏域全体での防災意識の共有・維持と市町村間の更なる連携強化が必要です。

| | |
|------|-------------------------------|
| 関連計画 | 帯広市地域防災計画 第3期十勝定住自立圏共生ビジョン |
|------|-------------------------------|

【施策プログラム】

- 災害時の北海道及び道内市町村との職員派遣による相互応援体制を確保し、被災時の受援体制の整備に向けた取組を進めます。
- 十勝定住自立圏協定に基づき、帯広市での防災体制の充実を図りながら、圏域内で市町村単独で対応することができない大規模災害が発生した場合は、備蓄品や避難施設の提供、職員の派遣など相互応援を行います。

(4) ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

4-1-1 再生可能エネルギーの導入推進と多様なエネルギー資源の活用

【脆弱性評価】

- 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備は、環境保全のみならず、エネルギー供給が停止した場合などの災害対策にも繋がるものであり、新エネルギー導入促進補助金などで導入の促進を図ってきているところですが、一般家庭への普及率が令和元年度末で3.13%と伸び悩んでいることから、今後も系統電力が遮断された場合にも自ら発電できる再生可能エネルギーの導入を推進する必要があります。
- 災害時に電力や燃料の供給を維持するために、バイオガスプラント等再エネ発電設備の整備や、バイオディーゼル燃料(B5)の安定供給の継続などを図る必要があります。
- バイオディーゼル燃料については、原料となる廃食用油を市内31箇所の拠点で年間72,220ℓ(令和元年度)を回収し、回収量は年々増加傾向にあります。回収目標を達成できていない状況があることから、バイオディーゼル燃料の利用に係る普及啓発を進めるなど、エネルギーの多様化を図る必要があります。

| | |
|-------------|--------------------------------|
| 関連計画 | 第三期帯広市環境基本計画 帯広市環境モデル都市行動計画 |
|-------------|--------------------------------|

【施策プログラム】

- 再生可能エネルギー等の導入によりCO₂排出削減を図るとともに、分散型エネルギーの導入促進により災害に強いまちづくりを進めます。
- バイオガスプラントの整備支援やバイオガス発電事業者と連携を図ります。
- 廃食用油回収事業の推進やBDFの環境特性の啓発を通じて、認知度の向上・利用先の確保を図ります。

| | |
|-------------|---|
| 推進事業 | 再生可能エネルギー導入促進事業(環境課) 省エネルギー活動推進事業(環境課) |
|-------------|---|

4-2 食料の安定供給の停滞

4-2-1 食料生産基盤の整備・バックアップ機能の強化

【脆弱性評価】

- 畑地かんがい施設の整備（国営・道営）や土層改良、明渠、区画整理、暗渠排水の整備（道営）など、長年に渡る土地改良や基盤整備を通じて、国内有数の食料基地となっていますが、災害発生時を含め、将来にわたって国全体の食料の安定供給に貢献し、近年の気候変動にも対応した安定的な生産体制を維持するため、さらなる基盤整備や経営安定対策、担い手の確保、新たな技術の活用などが必要です。
- 食料産業事業者や物流事業者等が点在している中、日本の食料基地として食料を供給するため、災害に強く効率的なフードサプライチェーンの構築が必要です。

| | |
|------|--------------|
| 関連計画 | 帯広市農業・農村基本計画 |
|------|--------------|

【施策プログラム】

- 農業基盤の整備や担い手の育成・確保、先進技術の導入促進などにより農業経営の安定・強化を図ります。
- 既存の交通インフラを活用した農畜産物の物流拠点の形成により、食料の安定供給を強化します。

| | |
|------|---|
| 推進事業 | 国営土地改良事業（農村振興課） 道営水利施設等保全高度化事業（農村振興課） 制度融資事業（農政課） 農業経営体育成・強化事業（農政課） クリーン農業事業（農政課） 営農技術向上対策事業（農政課） 家畜衛生対策事業（農政課） 生乳生産安定対策事業（農政課） 畜産振興事業（農政課） 農業生産体制強化事業（農政課） 農業経営基盤強化資金利子補給事業（農政課） 農畜産物安全安心推進事業（農政課） 有害鳥獣駆除事業（農村振興課） |
|------|---|

4-2-2 地場農畜産物の付加価値向上と販路拡大

【脆弱性評価】

- 十勝の地域特性を活かし、「農林水産業」と「食」を柱とした地域産業政策「フードバレーとかち」をオール十勝で推進し、市場ニーズを見据えた農畜産物の生産や十勝のブランド力向上、十勝の価値の発信などを行い、十勝の農協取扱高、製造品出荷額、観光入込客数のいずれも大きく伸びています。
- 大規模災害時においても食料供給基地としての役割を果たすためには、経済のグローバル化の進展や人口減少に伴う国内市場の縮小などで産地間競争の激化が見込まれる中、原材料としての域外移出割合が高い農畜産物の付加価値をさらに向上してブランド力をさらに高め、食と農業関連産業の体質強化につなげる必要があります。

| | |
|------|--|
| 関連計画 | フードバレーとかち推進プラン・戦略プラン 第3期十勝定住自立圏共生ビジョン 帯広市農業・農村基本計画 |
|------|--|

【施策プログラム】

- 関係機関との連携のもと、農畜産物などの地域資源を活用した農商工・産学官連携事業を推進し、地域ブランド（十勝ブランド）の確立にむけてPR事業などの取組を行います。
- 生産基盤の整備や生産体制の強化を図り、日本の食料基地として国内外の市場を見据え、農畜産物の付加価値向上や販路拡大などを促進します。

| | |
|------|---|
| 推進事業 | フードバレーとかち推進事業（経済企画課） フードバレーとかち食・農活性化事業（農政課） 黒毛和牛生産振興事業（農政課） |
|------|---|

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

4-3-1 上下水道施設等の防災機能の強化

【脆弱性評価】

- 異常気象や大規模地震などにおいても給水・下水道機能を確保するため、市内12箇所への緊急貯水槽の設置や応急給水コンテナの整備、施設の老朽化対策や耐震化、備蓄資機材の確保、雨水整備を行っていますが、施設の計画的な更新のほか、関係団体との連携が必要です。
- 耐用年数（50年）を経過する管渠の増加に伴い、道路陥没の発生や管渠の閉塞が増加傾向にあるため、老朽化施設への対応が必要です。
- 公共下水道事業計画区域等の区域外において、個別排水処理施設の整備を進めていますが、自然災害時に生活排水等が公共用水域に流出することを防止する必要があります。

| | |
|------|------------------------|
| 関連計画 | おびひろ上下水道ビジョン 2020-2029 |
|------|------------------------|

【施策プログラム】

- 安定した給水を確保するため計画的で効率的な施設の更新を進めるとともに、効果的な雨水整備を進めるほか、災害に迅速に対応するための備蓄資機材の確保や関係団体との連携を強化し、災害対応力の強化を図ります。
- 下水道機能を適切に維持するため、緊急性を見極めて老朽化施設の計画的な改築・更新を行うとともに、公共下水道事業計画区域等の区域外において、合併処理浄化槽を計画的に整備します。

| | |
|------|--|
| 推進事業 | 配水管整備事業（水道課） 浄水場等耐震化事業（水道課） 災害時体制強化事業（水道総務課ほか） 管渠長寿命化更新事業（下水道課） 個別排水処理施設整備事業（下水道課） |
|------|--|

4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

4-4-1 交通ネットワークの整備

【脆弱性評価】

- 「第2次帯広市都市計画マスタープラン」等の関連計画に基づき、都市計画道路等の整備を進めていますが、大規模災害発生時においても緊急輸送道路等の道路ネットワークを確保し、一部が寸断した場合においても交通機能を維持して緊急輸送等が行えるよう道路ネットワークの多重性・代替性を確保する必要があります。
- 北海道横断自動車道や帯広・広尾自動車道の整備及び追加 IC 設置、北海道横断自動車道の4車線化事業の整備促進、国道236号の4車線化整備などの要望活動を行っていますが、大規模災害発生時における広域交通の分断を回避し、人的支援や物資輸送を行うため、高規格幹線道路や幹線道路などの道路ネットワークの形成促進、機能強化を図ることが必要です。

| | |
|-------------|---|
| 関連計画 | 帯広圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（北海道） 第2次帯広市都市計画マスタープラン ほっかいどう道路整備プログラム（北海道） 新広域道路交通ビジョン・交通計画（北海道） 北海道緊急輸送道路ネットワーク計画（北海道） |
|-------------|---|

【施策プログラム】

- 北海道が定める「ほっかいどう道路整備プログラム」等により、未整備あるいは暫定整備となっている都市計画道路の整備を進めます。
- 北海道横断自動車道や帯広・広尾自動車道の整備及び追加 IC 設置、北海道横断自動車道の4車線化事業の整備促進、国道236号の4車線化整備など、高規格幹線道路を含む広域道路ネットワークの早期形成や機能強化等について引き続き関係機関に要請していきます。

| | |
|-------------|---|
| 推進事業 | 都市計画道路整備事業（土木課） 主要幹線・広域道路整備促進事業（都市政策課） |
|-------------|---|

4-4-2 道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策

【脆弱性評価】

- 橋梁全体の約6割が、20年後には一般的な耐用年数である整備後50年以上となるなど見込まれることから、道路施設の老朽化に対応するため、「帯広市橋梁長寿命化修繕計画」等の関連計画に基づき点検・修繕を進めていますが、大規模災害発生時における道路ネットワークの確保のため、道路施設の老朽化対策については、引き続き施設ごとの長寿命化計画に基づき、計画的な修繕・更新を進めていくとともに、橋梁耐震化を検討する必要があります。
- 帯広市が管理する道路標識（門型標識9基、大型標識228基）や道路照明灯（5,088基）などの老朽化が進行しており、適切な維持管理が必要となっています。

| | |
|------|--|
| 関連計画 | 帯広市橋梁長寿命化修繕計画 帯広市道路舗装維持修繕計画 門型標識等個別施設計画 大型カルバート長寿命化修繕計画 横断歩道長寿命化修繕計画 ほっかいどう道路整備プログラム（北海道） |
|------|--|

【施策プログラム】

- 北海道が定める「ほっかいどう道路整備プログラム」等により、災害時の道路ネットワークを確保するため、道路施設の老朽化対策を進めます。
- 老朽化した道路標識や道路照明については、定期点検等により状態を把握しながら計画的に修繕・更新を進めていき、第三者被害が生じるおそれがあるものは、速やかに応急対策を実施します。

| | |
|------|---|
| 推進事業 | 橋梁等長寿命化事業（土木課） 道路ストック修繕事業（土木課、道路維持課） |
|------|---|

4-4-3 空港の機能強化と航空ネットワークの維持・拡充

【脆弱性評価】

- 災害時における人員の移動や緊急物資などの輸送拠点として機能するため、平時から滑走路の老朽化対策や災害時の空港利用者の安全確保、空港機能の早期復旧など、空港機能の強化に向けた関係機関との連携を強化する必要があります。
- 空港運営者や地域の関係者と連携し、関西や中京圏との路線拡充に向けた取組を進めていますが、航空ネットワークの維持・拡充を引き続き図る必要があります。

| | |
|-------------|---|
| 関連計画 | 帯広市地域防災計画 帯広空港業務継続計画（A2-BCP） 帯広市空港維持管理・更新計画 |
|-------------|---|

【施策プログラム】

- 滑走路等の改良工事を実施します。
- 運営者や関係機関との連携のもと、空港の適切な管理運営とネットワークの維持・拡充に取り組めます。

| | |
|-------------|----------------------------------|
| 推進事業 | 空港整備事業（空港事務所） 空港管理運営事業（空港事務所） |
|-------------|----------------------------------|

4-4-4 災害時の市民等の移動手段の確保

【脆弱性評価】

- 高齢者の運転免許返納や若者の車離れ等で地域公共交通の重要性はより高まっている中、大規模災害時の市民等の移動手段として公共交通事業者が持つ車両や運転手等の輸送力を活用するため、地域公共交通を維持確保することはもとより、公共交通事業者との連携体制を構築しておく必要があります。

| | |
|------|-----------------------------|
| 関連計画 | 帯広市地域公共交通網形成計画 帯広市地域防災計画 |
|------|-----------------------------|

【施策プログラム】

- 災害時においても地域公共交通が機能を発揮するために、公共交通サービスレベルの向上や利用促進施策の推進、不採算バス路線への補助など、地域公共交通の維持確保を図ります。
- 公共交通事業者との各種協定の締結や訓練等の実施により、大規模自然災害時における市民の移動、避難手段の確立を図ります。

| | |
|------|---|
| 推進事業 | 地域公共交通活性化事業（都市政策課） 生活交通路線維持確保事業（都市政策課） |
|------|---|

(5) 経済活動の機能維持

5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

5-1-1 企業立地等の推進及び事業継続体制の強化と金融支援

【脆弱性評価】

- 自然災害に備えた経済活動のリスク分散に備え、首都圏等の企業に対し、本市への事業所の誘致を進めていますが、首都直下型地震や南海トラフなど首都圏において今後大規模な災害が発生するおそれがあることから、サプライチェーンの複線化に資するよう、引き続き本市への事業所の立地や設備投資を促す必要があります。
- 災害時に市内企業が事業を継続するために、事業者において事業継続計画（BCP）を策定する必要があります。
- 被災企業等の事業継続が困難になった際、各種支援制度の紹介や関係機関への取次を迅速に行うとともに、経営の安定を図るため資金繰りの支援等が必要です。

| | |
|------|----------------|
| 関連計画 | 第2期帯広市産業振興ビジョン |
|------|----------------|

【施策プログラム】

- 企業の本社機能や物流拠点の誘致による経済活動のリスク分散に向けて、今後も積極的な企業の立地を促進します。
- 関係機関と連携し、市内事業所における事業継続計画（BCP）の策定を促進します。
- 関係機関との連携を強化して各種支援制度の情報収集に努め、早期に資金繰りができるよう金融機関と連携を図ります。

| | |
|------|---|
| 推進事業 | 企業立地促進事業（経済企画課） 経営相談事業（商業労働課） 制度融資事業（商業労働課） |
|------|---|

5-2 市内外における物流機能等の大幅な低下

5-2-1 陸路における流通機能の強化

【脆弱性評価】

- 北海道内の高規格幹線道路においてはミッシングリンクや暫定2車線区間が存在しており、大規模災害が発生した際には道路ネットワークが有効に機能せず、物流や人的支援等に支障が生じることが懸念されますが、自然災害等により道路ネットワークの一部が途絶した場合にも物流機能を維持するため、ネットワークの機能強化や多重性・代替性の確保が必要です。

| | |
|------|---|
| 関連計画 | 帯広圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（北海道） 第2次帯広市都市計画マスタープラン ほっかいどう道路整備プログラム（北海道） 新広域道路交通ビジョン・交通計画（北海道） |
|------|---|

【施策プログラム】

- 高規格幹線道路を含む広域道路ネットワークの早期形成や機能強化等について関係機関に要請していきます。

| | |
|------|------------------------|
| 推進事業 | 主要幹線・広域道路整備促進事業（都市政策課） |
|------|------------------------|

(6) 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃

6-1-1 森林、農地・農業水利施設等の整備・保全管理

【脆弱性評価】

- 大雨や地震などの災害時における土砂流出や表層崩壊など山地被害を防止するため、森林が有する多面的機能の発揮に向け、私有林の森林整備への支援、森林整備に従事する人材の育成・確保、林道・作業道の整備及び復旧、市有林・林道の維持管理などに取り組んでいますが、造林から主伐まで数十年を要することから、各事業を継続的かつ計画的に進める必要があります。
- 農業水利施設等は、これまでおよそ半世紀にわたり整備し、生産性の向上に寄与していますが、老朽化が進んでいる施設もあることから、気象変動にも対応して機能を維持し続けるための適切な維持・管理が必要です。

| | |
|-------------|--|
| 関連計画 | 帯広市農業・農村基本計画 帯広市森林整備計画 帯広市森林施業計画 |
|-------------|--|

【施策プログラム】

- 土砂流出や表層崩壊などの土砂災害を防止するため、木材の生産や地球環境の保全などの多面的機能を有する森林の適正な管理・保全に取り組めます。
- 明渠や畑地かんがい施設等、地域資源の適切な保全管理に取り組むとともに、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動（水路の泥上げ、草刈、農道の捕修など）への支援を継続し、活動区域の拡大を図ります。

| | |
|-------------|--|
| 推進事業 | 森林整備促進事業（農村振興課） 林業振興事業（農村振興課） 林道等整備事業（農村振興課） 市有林造成事業（農村振興課） 市有林収穫事業（農村振興課） 市有林・林道等管理事業（農村振興課） 多面的機能支払交付金事業（農村振興課） 農業基盤施設維持補修事業（農村振興課） |
|-------------|--|

(7) 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物等の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

7-1-1 災害廃棄物処理計画の策定

【脆弱性評価】

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、平成31年に「帯広市災害廃棄物処理計画」を策定しましたが、実際に運用をしていないことから、市民周知や訓練などにより災害廃棄物対策の実効性を高めていく必要があります。

| | |
|------|--------------|
| 関連計画 | 帯広市災害廃棄物処理計画 |
|------|--------------|

【施策プログラム】

- 平時から災害廃棄物の処理の流れや分別方法について市民に周知するとともに、当該計画に基づく手順書の作成や、市職員への災害廃棄物に関する訓練や研修を実施して実効性を高めます。

| | |
|------|------------------|
| 推進事業 | 災害廃棄物処理事業（清掃事業課） |
|------|------------------|

7-1-2 仮設住宅等の迅速な確保

【脆弱性評価】

- 国の通知に基づき、災害で住宅を緊急に確保する必要がある被災者に市営住宅の一時提供を行っていますが、仮設住宅については設置場所の想定（市有地→公有地→私有地）と平時から北海道や建設業者との連携体制を構築する必要があります。

| | |
|------|-----------|
| 関連計画 | 帯広市地域防災計画 |
|------|-----------|

【施策プログラム】

- 緊急的な需要に対応できるよう、常時10戸程度の市営住宅を確保していくとともに、仮設住宅等の迅速な確保の体制構築を図ります。

| | |
|------|--------------------------------------|
| 推進事業 | 地域防災推進事業（危機対策課） 公営住宅管理運営事業（住宅営繕課） |
|------|--------------------------------------|

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

7-2-1 災害対応に不可欠な建設業との連携や担い手の確保

【脆弱性評価】

- 早期の復旧・復興に向けて、各種協定の締結など、平時における建設業者との連携体制の整備を進め、令和2年3月末現在で11件の設備復旧等にかかる協定を締結していますが、少子高齢化等による人手不足の中で、建設分野の技術者・技能者不足が顕在化しており、技能者・技術者の育成・確保に向けた取組が必要です。

| | |
|------|-----------------------------|
| 関連計画 | 帯広市地域防災計画 第2期帯広市産業振興ビジョン |
|------|-----------------------------|

【施策プログラム】

- 建設業者との各種協定の締結や協定に基づく訓練等の実施により、大規模自然災害時の市所管施設等の迅速な復旧体制を整備します。
- 関係機関の連携により、職業能力開発を促進し、高度な人材の育成・確保を図ります。

| | |
|------|--|
| 推進事業 | 防災事業（危機対策課） 職業能力開発・向上推進事業（商業労働課） 地域防災推進事業（危機対策課） |
|------|--|

第4章 計画の推進方法

計画の着実な推進

本計画の推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に各施策プログラムの実施状況等を評価・検証し、取組内容の改善を図るなどにより、施策推進につなげていきます。なお、社会情勢の大きな変化や大規模な自然災害の発生などによるリスクの変化等により、必要に応じて見直しを行うものとします。